

令和元年 第1回

上益城広域連合議会

臨時会会議録

令和元年12月25日

上益城広域連合

令和元年第1回上益城広域連合臨時会会議録

1. 令和元年12月25日午前10時0分招集
2. 令和元年12月25日午前10時0分開会
3. 令和元年12月25日午前10時32分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 上益城広域連合議場（嘉島町福祉センター2階）
6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 提案理由の説明について

日程第4 議案第6号 上益城広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第7号 上益城広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

日程第6 議案第8号 上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第7 議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第8 議案第10号 上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第11号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

7. 出席議員（10名）

1番	池田 浩二	君	2番	中城 峯雄	君
3番	清崎 輝昭	君	4番	増岡 司	君
5番	松本 昭一	君	6番	野田 祐士	君
7番	宮川 安明	君	8番	福田 謙二	君
9番	工藤 文範	君	10番	藤澤 和生	君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した書記の職・氏名（1名）

議会書記 藤本 隆修

10. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名（11名）

広域連合長 荒木 泰臣 君 代表副広域連合長 奥名 克美 君

副広域連合長	西村 博則	君	副広域連合長	藤木 正幸	君
副広域連合長	梅田 穰	君			
会計管理者	富岡 宗徳	君			
事務局長	宮本 浩明	君	総務・企画係長	松本まゆみ	君
福祉係長	美濃田知也	君	福祉係	佐伯 柊斗	君

開会・開議 午前10時0分

○議長（池田 浩二君） 皆さん おはようございます。ただいまの出席議員数は、10名です。定足数に達しますので、これより、令和元年第1回上益城広域連合議会臨時議会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりです。

直ちに、本日の会議を開きます。

※日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（池田 浩二君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、上益城広域連合議会会議規則第111条の規定により、3番 清崎議員、7番 宮川議員を指名いたします。

※日程第2 会期の決定について

○議長（池田 浩二君） 日程第2「会期の決定」についてを議題にします。上益城広域連合議会会議規則第5条の規定により、本臨時会の会期を決定したいと思います。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君） 「異議なし」と認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

※日程第3 提案理由の説明について

○議長（池田 浩二君） 日程第3「提案理由の説明」となっております。提案理由の説明を求めます。

○連合長（荒木 泰臣君） 議長

○議長（池田 浩二君） 荒木連合長

○連合長（荒木 泰臣君） 皆さん、おはようございます。本日は、令和元年第1回上益城広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、年末の大変お忙しい中でございますけれども、全員ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より当広域連合の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜わっておりまして改めて心から御礼を申し上げます。

今年を振り返ってみますと、平成から令和へ元号が代わり新たな時代の幕開けというようなことございまして、希望の持てる時代になって欲しいと願っているところでございます。ちょう

ど平成天皇が生前退位をされましたので祝賀ムード一色だったというふうに思っております。そういうことで天皇の即位の行事も殆ど終わります。令和2年度、令和という時代の新しい幕開けでございます。

現在におきましては、少子高齢化、人口減少そして又、農産漁村の地域においては、過疎化が進んでいるということで地方創生を取り込みながら如何に東京一局集中の是正を図りながら、地方の活性化を図っていくかという大きな課題がございます。この課題解決が出来るように私たちは精一杯努力をしていかなければなりませんし、団塊の世代が75歳以上になる2025年、そして又団塊の世代ジュニアが65歳以上になる2040年問題など色んな問題を抱えた中で新しい時代の幕開けでございますが、これまでの経験を活かしながら、皆様方はじめ多くの関係の皆さんの取組によって、そういう課題解決をして行かなければならないと思っておりますので、これからもどうか広域連合の運営につきましては、宜しく願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、8月の第2回定例会から、本日までの広域連合の主な動きについてご報告を申し上げます。

広域連合におきましては、令和2年4月1日から「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」が事務移管されることに伴い、上益城郡内各町の議会から当広域連合の規約変更の同文議決をいただきまして、令和元年10月31日に熊本県知事よりご承認をいただいたことを、まずもってご報告いたします。これを受けまして、当広域連合でも条例等の法規の整備や、令和2年度の予算編成等準備を進めているところでございます。

本日の議案には関連案件が挙がっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日提出しております議案についてご説明いたします。

今回臨時会に提出する議案は6件、すべて条例案件でございまして、それぞれ必要な条例の制定や一部を改正するものでございます。

議案第6号「上益城広域連合職員定数条例」の一部改正は、「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」が令和2年度から事務移管されることに伴い、職員定数を見直す必要があるため、条例を改正するものであります。

議案第7号「上益城広域連合 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」は、地方自治法施行令第167条の17の規定により、会計年度を超えて複数年度にわたる期間の契約を締結することができる契約を定めるために、新たに条例を制定するものであります。

議案第8号「上益城広域連合 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第9号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、会計年度任用職員制度等に関する規定を整備するため、関係する条例5本を一括して改正するものであります。

議案第10号「上益城広域連合職員の給与に関する条例」の一部改正は、本年度の人事院勧告に伴いまして、条例改正をするものであります。

議案第 11 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約」の一部変更は、令和 2 年度より熊本県後期高齢者広域連合が退職手当事務に加入するために議会の同意が必要なものでございます。

詳細につきましては、議案審議の中で、事務局が説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上を持ちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

※日程第 4 議案第 6 号「上益城広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定」について

○議長（池田 浩二君） 日程第 4 議案第 6 号「上益城広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。

○事務局長（宮本 浩明君） 議長

○議長（池田 浩二君） 宮本事務局長

○事務局長（宮本 浩明君） おはようございます。それでは、議案 6 号について、ご説明申し上げます。議案第 6 号上益城広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、上益城広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和元年 12 月 25 日提出、連合長名でございます。

提案理由といたしまして、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会の広域連合への事務移管に伴いまして、条例を改正する必要がある場合がございます。これが、議案を提出する理由でございます。改正内容といたしまして、事務移管に伴い職員数が増となりますので、上益城広域連合職員定数条例第 2 条の事務局員数を現在の 10 名から 15 名に決定するものでございます。

以上でございます。

○議長（池田 浩二君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。これより、採決します。お諮りします。議案第 6 号「上益城広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君） 「異議なし」と認めます。よって、議案第 6 号「上益城広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

※日程第 5 議案第 7 号「上益城広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定」について

○議長（池田 浩二君） 日程第5 議案第7号「上益城広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。

○事務局長（宮本 浩明君） 議長

○議長（池田 浩二君） 宮本事務局長

○事務局長（宮本 浩明君） それでは、議案第7号について、ご説明申し上げます。議案第7号上益城広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。上益城広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次のように制定することとする。令和元年12月25日提出、連合長名でございます。

提案理由といたしまして、長期継続契約を締結するにあたり、条例を制定する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。条例の内容といたしましては、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づきまして、長期継続契約を締結する契約に関するもので、長期継続契約が出来るものとしたしましては、電子計算機（PC）事務機器、車両、ソフトウェアの使用許諾、施設の維持管理及び年度当初から役務の提供を受ける必要があるもの等で、契約の期間は品質競争性を確保するため5年以内としております。

以上でございます。

○議長（池田 浩二君）

これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。これより、採決します。お諮りします。議案第7号「上益城広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君） 「異議なし」と認めます。よって、議案第7号「上益城広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

※日程第6 議案第8号「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定」について

○議長（池田 浩二君） 日程第6 議案第8号「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。

○事務局長（宮本 浩明君） 議長

○議長（池田 浩二君） 宮本事務局長

○事務局長（宮本 浩明君） それでは、議案第8号について、ご説明申し上げます。議案第8号上益城広域連合の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定することとする。令

和元年 12 月 25 日提出、連合長名でございます。

提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

この条例の内容につきまして、まず、制度創設の背景といたしまして、各地方公共団体において取り扱いがまちまちでございました非常勤職員、嘱託職員等の方々の任用、勤務条件について、統一的な扱いを定めるという国の指針で給与格差是正をする制定でございます。今回の制度新設に至りましたものでございます。制度が新設されることによって、大きく変わる点は、給与について、特に期末手当や通勤手当の支給を行うことが出来ること、また、一定の期間昇給が可能になったことでございます。勤務時間については、新設前は週 29 時間以内の制限がございましたが、新制度ではフルタイムでの任用の方の勤務時間は正規職員の方と同様の 1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分となります。給料及び等級等の基準は別表 1、2 のとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池田 浩二君）これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君）「質疑なし」と認めます。これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君）「討論なし」と認めます。これより、採決します。お諮りします。

議案第 8 号「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君）「異議なし」と認めます。よって、議案第 8 号「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

※日程第 7 議案第 9 号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」について

○議長（池田 浩二君）日程第 7 議案第 9 号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。

○事務局長（宮本 浩明君）議長

○議長（池田 浩二君）宮本事務局長

○事務局長（宮本 浩明君）それでは、議案第 9 号について、ご説明申し上げます。議案第 9 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。令和元年 12 月 25 日提出、連合長名でございます。

提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。改正する条例についてご説明申し上げます。改正する条例は、まず、上益城広域連合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例でございます。次に、上益城広域連合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例でございます。次に、上益城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございます。次に、上益城広域連合職員の育児休業に関する条例でございます。最後に、上益城広域連合職員等の旅費に関する条例でございます。この5件で、いずれも会計年度任用職員に関する条例の制定に伴い、各該当条例の条文の改正、及び字句を改めるものでございます。詳細につきましては、資料と致しまして新旧対照表を提示しておりますので、そちらの方をご覧頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池田 浩二君）これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

[（質疑なし）の声あり]

○議長（池田 浩二君）「質疑なし」と認めます。これより、討論を行います。討論はございませんか。

[（なし）の声あり]

○議長（池田 浩二君）「討論なし」と認めます。これより、採決します。お諮りします。議案第9号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[（異議なし）の声あり]

○議長（池田 浩二君）「異議なし」と認めます。よって、議案第9号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

※日程第8 議案第10号「上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について

○議長（池田 浩二君）日程第8 議案第10号「上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。説明を求めます。

○事務局長（宮本 浩明君） 議長

○議長（池田 浩二君） 宮本事務局長

○事務局長（宮本 浩明君） それでは、議案第10号について、ご説明申し上げます。議案第10号上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和元年12月25日提出、連合長名でございます。

提案理由といたしまして、人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定に伴い、条例を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。この条例の改正内容といたしまして、人事院勧告によるもの及び会計年度任用職員関係条例制定等に伴う改正でございます。まず、人事院勧告に伴う改正は、初任給と若年層の俸給月額を1,500円から2,000円の引き

上げを行うことと、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引上げ、手当額の上限を 1,000 円引き上げるといふものでございます。それとボーナスを 0.05 ヶ月引き上げる改正でございます。また、会計年度任用職員関係等の改正に伴い、扶養、通勤、単身赴任、時間外、期末の手当及び休職者の給与についての改正及び字句を改めるものでございます。詳細につきましては、資料といたしまして同じく新旧対照表を付けておりますので、ご覧頂きたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（池田 浩二君）これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔（質疑なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君）「質疑なし」と認めます。これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君）「討論なし」と認めます。これより、採決します。お諮りします。議案第 10 号「上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君）「異議なし」と認めます。よって、議案第 10 号「上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

※日程第 9 議案第 11 号「熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更」について

○議長（池田 浩二君）日程第 9 議案第 11 号「熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。説明を求めます。

○事務局長（宮本 浩明君）議長

○議長（池田 浩二君）宮本事務局長

○事務局長（宮本 浩明君）それでは、議案第 11 号について、ご説明申し上げます。議案第 11 号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日限りで、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本市町村総合事務組合規約の一部を次の通り変更する。令和元年 12 月 25 日提出、連合長名でございます。

変更内容は、熊本市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約、熊本市町村総合事務組合規約の一部を次の様に変更する。別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項中「天草広域連合」の次に「、熊本県後期高齢者医療広域連合」を加える。附則 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由といたしまして、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。変更の内容といたしまして、令和 2 年 4 月 1 日から、熊本市町村総合事務組合に熊本県後期高齢者医療広域連合の加入に伴うもので、関係する団体の議会の議決を必要とするものでございます。

以上でございます。

○議長（池田 浩二君）これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔（質疑なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君）「質疑なし」と認めます。これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君）「討論なし」と認めます。これより、採決します。お諮りします。

議案第 11 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君）「異議なし」と認めます。

よって、議案第 11 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

皆様方のご協力により、本日提案されました議案の審議は終了しました。

これをもちまして、令和元年第 1 回上益城広域連合議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

（12 月 25 日午前 10 時 32 分 閉会）